

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月31日から22年10月20日まで

私の夫がA株式会社B事業所で勤務していた期間の厚生年金保険の記録が新たに見つかったが、申立期間は厚生年金保険に未加入の期間となっている。当該期間は何人かの同僚と一緒にC都道府県内の事業所で働いていたはずである。

夫は既に亡くなっており、申立期間に働いた事業所の名称は分からないが、当時は子供が小さく、病院で診療を受けた記憶があり、厚生年金保険に加入していたはずなので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻は、「夫は、複数の同僚と一緒にC都道府県内の事業所で働いていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の妻は、申立人が申立期間に勤務したとするC都道府県内の事業所名及び一緒に勤務したとする同僚の氏名について記憶していないため、勤務事実等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、A株式会社B事業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和21年12月31日に喪失していることが確認できるところ、申立人と同日付けで資格を喪失している68人について申立期間に係る厚生年金保険の記録を確認したものの、C都道府県内の事業所において厚生年金保険の加入記録がある者は見当たらない上、上記同僚のうち連絡がとれた一人は、「B事業所を辞めた後、C都道府県内の事業所で働いたことはない。同時期に辞めた同僚の中で、C都道府県内の事業所に働きに行っ

た者はいなかった。」と述べている。

さらに、申立人は、A株式会社B事業所において昭和22年10月20日に厚生年金保険の被保険者資格を再度取得していることが確認できるところ、同社において、申立人と同時期に資格を取得した者は、「申立人については記憶しているが、申立人がC都道府県の事業所で働いていたということは聞いたことがない。」と述べている。

加えて、オンライン記録から、申立期間当時、C都道府県内において厚生年金保険の適用事業所となっている事業所のうち、事業所名から同業種であることが確認できる7事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、いずれの事業所においても申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月 5 日から同年 3 月 18 日まで
② 昭和 44 年 11 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月まで

申立期間①については、A区にあった株式会社Bに同じ地区の3人と一緒に出稼ぎに行き、現場で仕事をした。

申立期間②については、C区にあった株式会社Dに出稼ぎに行き、経理事務の仕事をした。

申立期間③については、E区にあったF株式会社に同じ地区の知り合い二人と一緒に出稼ぎに行き、仕事をした。私と同じ地区から出稼ぎに行った者は、勤務した期間について年金を受給していると聞いているので、私も厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間について勤務していたのは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「株式会社Bで仕事をしていた。当時の班長の氏名も記憶している。」と主張しているところ、雇用保険の記録から、申立人が株式会社Bに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Bの当時の社員二人は、「申立人が記憶する班長は下請会社の社長だった。」「下請会社の社長及び従業員については、雇用保険に加入させることはあったが、厚生年金保険には加入させなかった。」と証言しているところ、上記の班長については、申立期間①を含む期間の株式会社Bにおける雇用保険の加入記録が確認できるものの、厚生年金保険の加入記録は無く、当該期間については国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する同僚3人のうち、オンライン記録が確認できる一人は、申立期間①における厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、株式会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前述の班長（下請会社社長）も既に死亡していることから、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱状況について聴取することができない。

申立期間②について、申立人は、「C区にあった株式会社Dに出稼ぎに行き、経理事務の仕事をした。」と主張しているところ、申立人は同社の所在地や当時の正社員の氏名を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Dの当時の総務事務担当社員は、「出稼ぎ労働者などの短期雇用契約者は、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させなかった。」と証言しているところ、申立人は、同社における雇用保険の記録も無いことが確認できる。

また、当時の現場担当社員は、「申立期間②当時は、毎年、少なくとも20人ぐらいの出稼ぎ労働者がいた。」と証言しているところ、株式会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を確認したものの、申立期間②を含む昭和40年から50年までの期間に、加入期間からみて出稼ぎ労働者であることがうかがえる者の加入記録は確認できない。

さらに、株式会社Dは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、一緒に勤務した出稼ぎ労働者の氏名を記憶していないことから、申立期間②当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱状況について聴取することができない。

申立期間③について、申立人は、「F株式会社と同じ地区の知り合い二人と一緒に出稼ぎに行き、仕事をした。同じ地区から出稼ぎに行った者は、勤務した期間について年金を受給していると聞いているので、私も厚生年金保険に加入しているはずである。」と主張しているところ、同じ地区から出稼ぎに行った者の証言から、申立人がF株式会社に出稼ぎに行ったことは推認できる。

しかしながら、F株式会社では、「当時の資料を保管していないため、出稼ぎ労働者の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答している。

また、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶する二人は既に死亡していることから聴取することができない上、F株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該二人は、申立期間③の直前の昭和43年度及び44年度については同社での厚生年金保険の加入記録があるものの、申立期間③については加入記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人が居住する地区において、F株式会社へ出稼ぎに行ったとする複数の者は、「当時、毎年10人以上が出稼ぎに行っていた。」と述べているところ、オンライン記録から、申立人と同じ地区で申立期間③前後にF株式会社での厚生年金保険の加入記録がある者が22人確認できるものの、加入期間は昭和43年度、44年度及び48年度以外には無く、連絡がとれた7人のうち4人は、自身が記憶する出稼ぎに行った回数と厚生年金保険の記録が一致しておらず、このうちの一人は、「私は昭和48年から5回出稼ぎに行ったが、担当者から厚生年金保険に加入させると言われたのは最初の48年度だけであった。」と証言している。

このほか、申立期間①から③までの期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。